

至急

大学教員の所属ユニット確認要請について

2015年11月25日

大学教員のみなさま

大学より11月19日付け「学術院・ユニットの創設に伴う所属ユニットの確認等について」が大学教員個人へ配付され、「所属ユニットの変更を希望する場合は、裏面のユニット一覧をご確認の上、希望するユニット及び内訳の区分を記載の上、12月4日（金）までに、所属部局等の人事担当部署までご連絡いただきますようお願いいたします」との要請が為されています。

このことについて、近日中に委員長名で大学へ「質問（または要求）」を提出する予定ですが、まずは、組合としての考え方をお知らせしておきます。

ポイントは、教員側の「同意」についてです。

この学術院・ユニットへの移行は「配置換」であり、労働条件の変更に当たります。労働条件の変更については、「労働者及び使用者は、その合意により、労働契約の内容である労働条件を変更することができる」（労働契約法第8条）が原則です。

この「合意」＝「労働者側の同意」については、最高裁を含む多くの判決において「労働者の自由な意思に基づいてされたものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在する」ことが必要とされています。そして、使用者（大学側）が労働条件の変更を行なおうとする場合、その変更の内容と必要性を労働者に対して丁寧に説明し、合意を得ようと努力したか、労働者が変更に応じなかったときの取り扱いはどうなるか、使用者（大学側）からそうした情報提供と説明が十分に為され、労働者が変更内容を十分に理解した上で「自らの自由意思」に基づいて同意したかどうか、といったところが重要な問題となります。

また、最高裁まで行って会社側が敗訴した中根製作所賃金請求事件の場合は、「給料袋に減額後の給与を明示し、意見があれば会社に対して申し出て欲しい旨を記載した通知書を同封し、その後労働者から異議を述べられたことがない故に労働者は同意していた」との会社側主張に対し、「異議を述べなかったことをもって同意したものである」ということはできない」との判決が出ています。

したがって、この度の所属ユニットの確認において、12月4日までに、記載されているユニットと異なるユニットの希望を出さなかったことを以って、「記載されているユニットに同意した」と見なす（黙示の同意）ことは出来ないと考えます。

以上ですが、疑問点等がありましたらご連絡下さい。

tel/fax 082-422-7556
内線（東広島84）5390
union@hiroshima-u.ac.jp



広島大学教職員組合